

被災地のコミュニティの再生に係る くまもと型福祉のまちづくり推進指針

平成31年(2019年)3月

熊本県

目次

第1章 推進指針の策定にあたって

- 1 指針策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 指針の性格・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

第2章 熊本地震の発生に伴う課題

- 1 応急仮設住宅入居者が抱える課題・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 2 コミュニティ形成における課題・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
 - (1) 被災地におけるコミュニティの再生・・・・・・・・・・ 2
 - (2) 災害公営住宅等における新たなコミュニティの形成・・ 2
 - (3) 仮設団地の入居者減少に伴うコミュニティ機能の維持・・ 3

第3章 取組みの推進・支援施策の展開

- 1 被災地のコミュニティ形成に係る支援・・・・・・・・・・ 3
 - (1) 被災地における「地域の縁がわづくり」の重点的な支援・・ 3
 - (2) 被災地における「地域の結びづくり」の重点的な支援・・ 3
 - (3) 被災地における地域福祉を支える担い手の育成・・・・・・・・ 4
 - (4) 災害公営住宅におけるコミュニティ形成の支援・・・・・・・・ 4
 - (5) 仮設団地におけるコミュニティ機能維持の支援・・・・・・・・ 5
- 2 被災者の生活再建・被災地の復興に向けた支援・・・・・・・・ 5
 - (1) 被災者の早期の住まい再建・生活再建に向けた支援・・ 5
 - (2) ボランティアの支援・確保・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

第 1 章 推進指針の策定にあたって

1 指針策定の趣旨

本県では、第 1 期地域福祉支援計画（平成 16 年度（2004 年度）～平成 22 年度（2010 年度））の策定以降、「みんなが集い、支え合う地域福祉の実現」を目指して、身近な場所に誰もが集える居場所をつくる「地域の縁がわづくり」や、見守り活動などを通じて、地域住民が相互に支え合う「地域の結びづくり」など、福祉とまちづくりが融合した「福祉のまちづくり」に取り組み、一定の成果をあげることができました。

第 3 期地域福祉支援計画（平成 28 年度（2016 年度）～平成 32 年度（2020 年度））においては、これまでの取組みを基盤として、すべての住民の皆さんがそれぞれ「できること」を持つ主人公となって、地域の課題に積極的に関わり、地域の誰もが自己実現・社会参加できる、「くまもと型福祉のまちづくり」をめざし、各種施策を推進しているところです。

そのような中、第 3 期地域福祉支援計画がスタートした平成 28 年（2016 年）4 月に「平成 28 年熊本地震」が発生しました。19 万 7 千棟を超える住家被害をもたらし、地域や県民の生活に大きな被害を与えました。

その一方で震災直後から、地域や避難所等における住民同士の助け合いや協力なども多くみられ、地域における支え合いの重要性が再認識されました。

被災地では、住まいの再建が進むことに伴い、地震で損なわれた地域コミュニティの再生や災害公営住宅等における新たなコミュニティの形成が急務となっています。

このため、熊本地震からの復旧・復興にあたり、第 3 期地域福祉支援計画に掲げる「地域の縁がわづくり」や「地域の結びづくり」などの「くまもと型福祉のまちづくり」を被災地において重点的に推進し、被災者の一日も早い生活再建はもとより、コミュニティの再生等を進めるため、本指針を策定することとしました。

2 指針の性格

この指針は、復旧・復興期の被災地において、地域福祉支援計画における理念や基本方針に基づく、「くまもと型福祉のまちづくり」を、県が総合的かつ重点的に推進するためのガイドラインとして策定するものです。

また、本指針の取組みにより被災地への支援を進めるとともに、取組みを進める中で、県全体への広がりが必要なものは、次期地域福祉支援計画（平成 33 年度（2021 年度）～）の改定の際の検討や、市町村が策定する地域福祉計画及び市

町村社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画などにおいて参考としていただくなど、被災地のみでなく全県的な取り組みとしての展開も進めていきます。

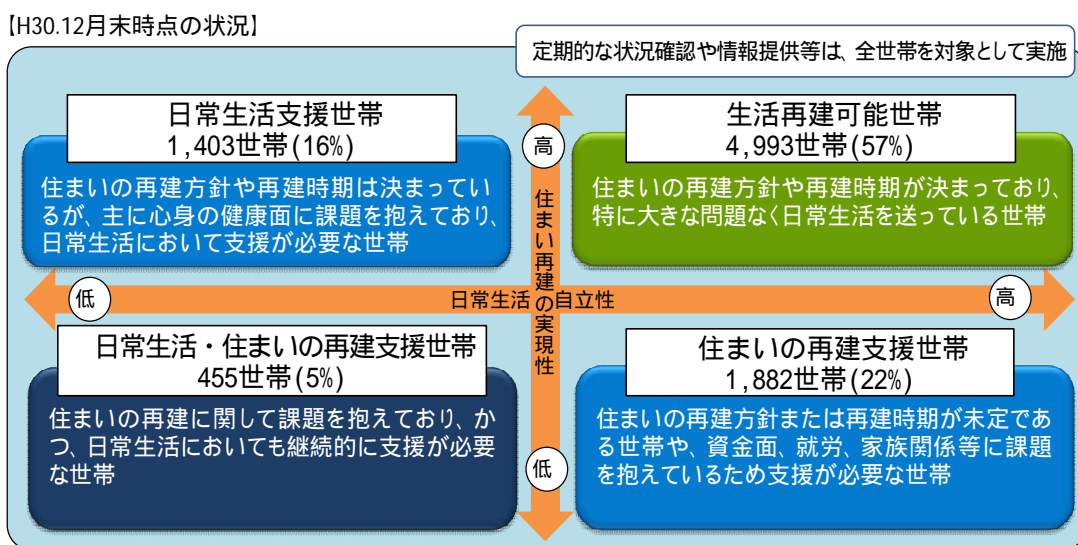
第2章 熊本地震の発生に伴う課題

1 応急仮設住宅入居者が抱える課題

市町村が設置する地域支え合いセンターの訪問活動や調査を通して、応急仮設住宅入居世帯の状況や課題等を把握し、世帯ごとに個別支援計画を作成したうえで、支援を行っています。

平成30年(2018年)12月末時点では、半数を超える世帯が住まいの再建方針や時期等が決まっており特に大きな課題はないとされている一方、残りの半数近い世帯が心身の健康面で課題を有していたり、住まいの再建について方針が未定だったり、あるいは資金面等で課題があったりなど、何らかの支援を必要としています。

< 応急仮設住宅入居世帯の課題、支援の必要性に基づく分類状況 >



2 コミュニティ形成における課題

(1) 被災地におけるコミュニティの再生

熊本地震では、地域全体が大きな被害を受け、多くの被災者が応急仮設住宅等に入居し、あるいは、新たな地域での住まい再建などにより、これまで行われてきた地域住民同士の支え合い活動、見守り活動が困難となっている状況も見られ、住民の孤立が危惧されます。

(2) 災害公営住宅等における新たなコミュニティの形成

高齢者等を中心に、新たな生活を始めるにあたり不安を抱く被災者もいることが予想され、お互いを知らない多くの世帯が一定期間に集中して入居する災害公

営住宅では、早期の自治組織の形成が困難な場合があり、入居者の孤立が危惧されます。

(3) 仮設団地の入居者減少に伴うコミュニティ機能の維持

熊本地震発災以降、市町村が設置した地域支え合いセンターにより、応急仮設住宅入居者をはじめ、在宅被災者も含めた見守り支援やコミュニティ形成支援等が行われているところですが、住まいの再建が進むことにより、仮設団地の入居者が減少しており、自治組織が成り立たなくなることや、団地内のコミュニティ維持や防犯等の安全面での懸念とともに、入居者の孤立が危惧されます。

第3章 取組みの推進・支援施策の展開

1 被災地のコミュニティ形成に係る支援

(1) 被災地における「地域の縁がわづくり」の重点的な支援

市町村と連携し、住民同士の交流の居場所、支え合い活動の拠点となる「地域の縁がわづくり」を積極的に促すとともに、被災した地域における「地域の縁がわ」取組み団体の活動を支援します。

また、地域福祉の取組みの拠点として、仮設団地に整備された「みんなの家」や災害公営住宅の集会所等を「地域の縁がわ」として活用することを推進します。

< 関連施策 >

地域福祉総合支援事業（ハード事業）【拡充】	地域の縁がわや地域ふれあいホームを整備する地域の団体や事業者を支援 [被災地向けに補助率のかさ上げ等の制度拡充]
-----------------------	-------------------------------------------------------------

(2) 被災地における「地域の結びづくり」の重点的な支援

市町村や市町村社会福祉協議会等と連携し、被災地における地域住民が主体となったサロン活動の再開や地域住民相互の見守り活動（小地域ネットワーク活動）の構築を一層推進するとともに、生活支援や見守り活動等の地域福祉に取り組む団体の活動を支援します。

< 関連施策 >

地域福祉総合支援事業（ソフト事業）【拡充】	地域福祉の先進的な取組みを行う地域の団体や事業者を支援 [被災地向けに補助率のかさ上げ等の制度拡充]
-----------------------	-------------------------------------------------------

地域の結いづくり推進・支援事業	小地域ネットワーク活動を推進するため、活動に取り組む市町村社会福祉協議会を支援
地域の結いづくり推進・支援事業のうち地域の底力向上研修事業【新規】	自治会長など地域の中心となる人物に対し、地域福祉の制度や実践的取組みの研修を実施

(3) 被災地における地域福祉を支える担い手の育成

市町村、県社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会等と連携し、被災地域の自治会長等のリーダーや災害公営住宅等の新たなコミュニティにおいて活動の中心人物となり得る方、これまで仮設団地においてリーダー的存在であった方などに対し、地域福祉活動の事例や各種制度の説明などの実践的な研修を実施し、住民が主体となる地域福祉活動を支援します。

< 関連施策 >

地域の結いづくり推進・支援事業のうち地域の底力向上研修事業【新規】< 再掲 >	自治会長など地域の中心となる人物に対し、地域福祉の制度や実践的取組みの研修を実施
-----------------------------------------	------------------------------------------

(4) 災害公営住宅等におけるコミュニティ形成の支援

高齢者等の支援を要する方をはじめ、各地域から多様な世帯が入居する災害公営住宅については、住民の孤立を防止するための早期のコミュニティの構築や地域における見守り体制の構築を図るため、市町村等と連携し、自治会等の形成や、市町村によるコミュニティ形成支援員の配置等の支援など、公助及び共助によるコミュニティ形成支援を進めていきます。

< 関連施策 >

被災地のコミュニティ形成支援【新規】 《復興基金市町村創意工夫事業（枠配分）の活用》	災害公営住宅等を含む被災地におけるコミュニティ形成等に資する支援員の配置や、交流事業及び災害公営住宅に併設される集会所の備品等の整備を行い、住民主体のコミュニティづくりを促進
熊本見守り応援隊	日常業務の中で住民の異変を発見した場合に、関係機関に通報する、民間事業者と協定の締結を推進

(5) 仮設団地におけるコミュニティ機能維持の支援

入居者が減少する仮設団地における、独居高齢者世帯等への見守りや自治会解散後の団地内活動、防犯等安全面への対応として、市町村等と連携して、引き続き、団地内のコミュニティ維持に必要な支援を行っていきます。

< 関連施策 >

地域支え合いセンター運営支援事業	被災者の生活再建に向けて、見守り活動や総合的な相談支援に取り組む地域支え合いセンターを設置する市町村を支援
仮設住宅等コミュニティ形成支援事業 《復興基金の活用》	応急仮設住宅等における住民主体のコミュニティ形成を促進するため、住民グループや自治組織等の活動経費を助成
被災者見守り対策強化事業 《復興基金の活用》	応急仮設住宅に居住する独居高齢者世帯等への民間事業者の緊急通報システムの導入を支援
熊本見守り応援隊<再掲>	日常業務の中で住民の異変を発見した場合に、関係機関に通報する、民間事業者と協定の締結を推進

2 被災者の生活再建・被災地の復興に向けた支援

(1) 被災者の早期の住まい再建・生活再建に向けた支援

熊本地震では、経済面、住居、就労、心身の健康不安など複合的な課題を抱えた被災世帯が顕在化したものの、保健・医療・福祉分野の他職種連携やNPO 団体等多様な機関との連携により課題を解決した事例も数多くあり、その中心として地域支え合いセンターが大きな役割を果たしてきました。

県では、市町村等と連携し、被災者の早期の住まい再建、生活再建に向け、引き続き、一人ひとりに寄り添ったきめ細かな支援を進めます。

< 関連施策 >

地域支え合いセンター運営支援事業<再掲>	被災者の生活再建に向けて、見守り活動や総合的な相談支援に取り組む地域支え合いセンターを設置する市町村を支援
こころのケアセンター事業	「熊本こころのケアセンター」を設置し、被災者への訪問や電話等による相談支援、被災者を支える支援者への支援を行うことにより、被災者等に寄り添った心のケアを実施

住まいの再建支援事業 《復興基金の活用》	被災者それぞれの意向に添った次の住まいの確保を実現し、被災前の生活を一日も早く取り戻していただくため、住まいの再建に関する支援策を実施 住まい再建に向けた6つの支援策参照
住まいの再建相談支援員 (住まいの再建加速化事業) 《復興基金の活用》	専門知識を有する住まいの再建相談支援員が、市町村(地域支え合いセンター等)と連携し、具体的な支援が必要な被災者に対して個別訪問を行い、被災者の実情に応じた具体的なプラン検討や各種手続きを支援
生活再建支援専門員 (熊本地震生活再建困難者支援事業) 《復興基金の活用》	専門的な資格を有する生活再建支援専門員を配置し、障がいや生活困窮など複合的な課題を抱える応急仮設住宅入居者に対し、生活再建が円滑かつ早期に実現できるよう伴走型の支援を実施

住まい再建に向けた6つの支援策

自宅再建利子助成	県内で住宅を再建(建設・購入・補修)するために、金融機関等から融資を受けた場合、その利子分に対して助成
リバースモーゲージ利子助成	県内で住宅を再建(建設・購入・補修)するために、金融機関等からリバースモーゲージ型融資を受けた場合、その利子分に対して助成
民間賃貸住宅入居支援助成	民間賃貸住宅へ入居された際の礼金や仲介手数料等の初期費用を助成
転居費用助成	応急仮設住宅などから自宅、民間賃貸住宅、公営住宅等へ転居された際の転居費用を助成
保証人不在被災者支援	応急仮設住宅などから民間賃貸住宅への入居を希望しているが、保証人がいないために入居できない方を支援
公営住宅入居助成	公営住宅へ入居された際に要する初期費用に対して助成

いずれも対象は応急仮設住宅の入居世帯、半壊解体以上の世帯
又は法に基づく長期避難世帯

(2) ボランティアの支援・確保

発災後、多くのボランティア団体が被災地での支援を担ってきており、復旧・復興期においても、ボランティア団体の支援は非常に重要なものとなりますが、支援も長期化し、活動の継続にあたっては人材の確保や資金面等の

課題も見られます。

県では、市町村、県社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会、KVOAD(くまもと災害ボランティア団体ネットワーク)等と連携し、被災地の復興に向け必要なボランティアの確保、ボランティア団体の活動支援を進めます。

< 関連施策 >

復興支援ボランティア連携推進事業 《復興基金の活用》	被災者支援を行う災害ボランティア団体の活動経費を助成
復興関連ボランティアセンター等運営推進事業 《復興基金の活用》	復興関連業務を行うボランティアセンターを運営する市町村社会福祉協議会を支援

多様な主体が一丸となって進める被災地のコミュニティ再生に係るくまもと型福祉のまちづくりの推進

被災地の方々が安心して暮らし、地域の中で孤立することがないよう、県・市町村・社会福祉協議会等の関係機関や、民生委員、自治会、民間事業者等が連携し、重層的な支援が提供される地域コミュニティ再生を図る。
また、多様化する地域課題への対応に関わる人材の育成やネットワークづくりを促進し、地域自らが地域の課題を発見・認識・共有し、解決していく力(「地域共生力」)の向上を図る。

